

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	在宅重度障害者福祉手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、在宅重度障害者福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成27年8月31日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	在宅重度障害者福祉手当の支給に関する事務
事務の概要	<p>特別児童手当等の支給に関する法律等の規定に基づき、申請書の受理、システムへの入力、東京都への診断依頼、支給決定登録、手当の支給等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <p>申請書の受理時に、受給状況等の確認を行う 特定個人情報ファイルへの申請者情報の入力を行う 申請者等の所得状況の確認を行う 東京都へ診断書の審査依頼を行う 東京都より診断書の審査結果を受理 特定個人情報ファイルへ決定の登録を行う 指定された個人口座へ手当の支給を行う 転入元、転出先への手当情報の照会 資格消滅時に、特定個人情報ファイルへ消滅の登録を行う</p>
システムの名称	障害者福祉システム・宛名管理システム・共通基盤システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、支払ファイル、所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二の19、26、56の2、85、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19、30、44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二の67、68、69、85の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第38条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	府中市福祉保健部障害者福祉課
所属長	障害者福祉課長 松下 民夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市福祉保健部障害者福祉課援護係 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4162

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

